

● 育児休業を取るときは

育児休業制度とは

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は休業可能期間が延長され、子が1歳2ヶ月に達するまでの間に父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。

※パパ・ママ育休プラスは平成22年6月30日から利用できるようになります。

育児休業を取ることができる人は

正社員だけではなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取ることができます。

休業取得を申し出た時点において、次の①、②のいずれにも該当する期間雇用者は育児休業を取得することができます。

- ①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
- ②子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかである者を除く）



育児休業後、保育園に預けて復職するつもりだったのに、入れなくて……

交代で育児休業を取るのもいいかな



父親も育児休業が取れるんだわ!子育てもふたりで協力すればいいのね。

子が1歳になる日まで両親のどちらかが育児休業をしていて、保育所に申し込みをしたけれども入所できないなど一定の場合には、1歳6ヶ月に達するまでを限度として、会社に申し出ることにより、育児休業ができます。



期間の定めのある社員でも育児休業が取れるって?

育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1ヶ月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。

規程がない場合でも、育児・介護休業法によって請求ができます。

1歳から1歳6ヶ月までの育児休業については、休業開始予定日から希望どおり休業するには、その2週間前までに申し出てください。

雇用保険による育児休業給付金の支給

平成22年4月1日以降に、1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した等の一定要件を満たした方が対象で、原則として休業開始時の賃金の40%（ただし、当分の間は50%）が支給されます。

※平成22年3月31日までに育児休業を取得された方で一定要件を満たした場合には「育児休業給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」が支給されます。

詳しくは最寄りのハローワークへ（ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>）